

④ 産業廃棄物の処理に係る契約（v）

基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合 計	—	75

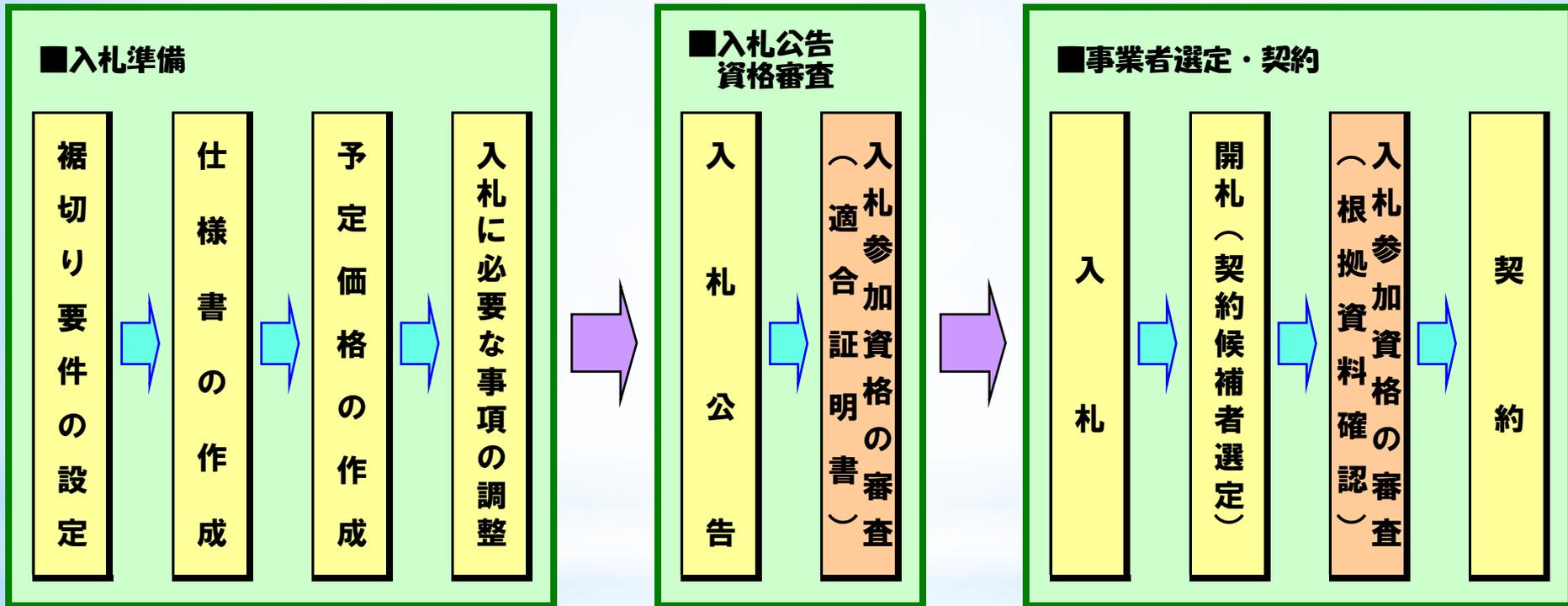
④ 産業廃棄物の処理に係る契約 (vi)

収集運搬業者の評価区分・配点例 (追加項目について評価)

評価項目	区分 (評価) 例	配点例
事業者共通の取組 (小計)	—	25
優良認定への適合状況 (小計)	—	50
① 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
② 低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
③ 低排出ガス車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	50% 以上 50% 未満	5
	—	10
収集運搬業固有の取組 (小計)	—	30
合 計	—	105

④ 産業廃棄物の処理に係る契約 (vii)

裾切り方式に係る入札手続



- 入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査 (適合証明書)」は裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る適合証明書の審査を実施
- 事業者選定・契約の段階の「入札参加資格の審査 (根拠資料確認)」は選定された契約候補者に対し、裾切り要件に関する詳細根拠資料の提出を求め審査を実施

(2) 産業廃棄物処理委託契約の前に

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

1. ガイドライン策定の経緯等 (i)

- ① 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の策定
(WDS (Waste Data Sheet)ガイドラインとは)
産業廃棄物の委託契約時に、排出事業者が処理業者に提供することとされている産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を具体的に示したもの

👉平成18年3月に「WDSガイドライン」を策定

《参考》 廃棄物処理法施行規則第8条の4の2 (委託契約に含まれるべき事項)
一～五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ～ホ (略)

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

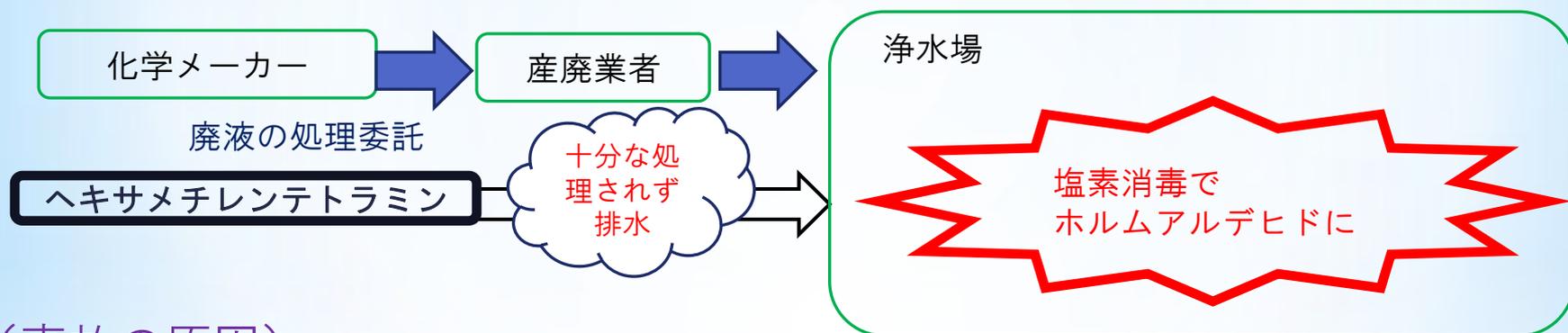
七～九 (略)

1. ガイドライン策定の経緯等 (ii)

1 利根川水系で発生した水道水質事故（平成24年5月）

（事故の概要）

平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水が発生する水質事故が発生



（事故の原因）

排出事業者が処理を委託した廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因と推定



情報伝達のさらなる具体化・明確化が必要



ガイドラインの改訂

2. 改訂内容の主な事項

1 情報提供が必要な項目の追加

2 双方向コミュニケーションの重要性を強調

3 対象廃棄物の整理

4 情報提供の時期

3. 情報提供が必要な項目の追加

～廃棄物情報が必要な項目を整理し、次の項目を追加～

① P R T R 対象物質（462物質（H25.3末現在））

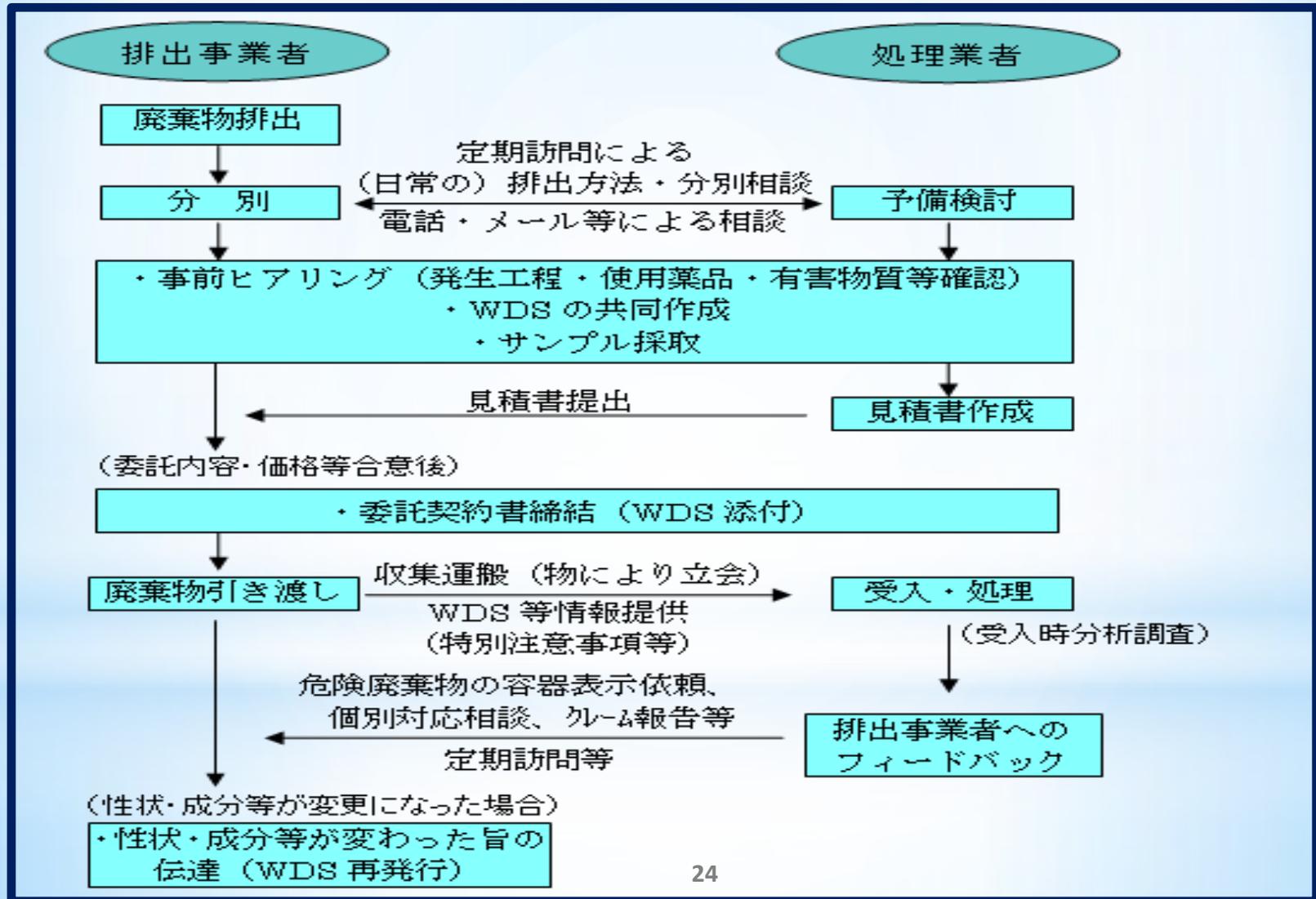
② 水道水源における消毒副生成前駆物質（8物質）

☛ホルムアルデヒドを生成しやすい物質

- ・ N, N-ジメチルアニリン
- ・ ジメチルアミノエタノール
- ・ N, N-ジメチルエチルアミン
- ・ 1, 1-ジメチルグアニジン
- ・ 1, 1-ジメチルヒドラジン
- ・ テトラメチルエチレンジアミン
- ・ トリメチルアミン
- ・ ヘキサメチレンテトラミン

③ 関連法規（危険物、毒物劇物等）

4. 双方向コミュニケーションの重要性を強調

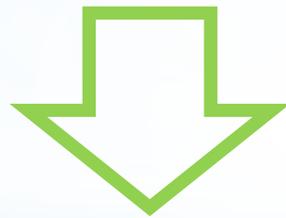


5. 対象廃棄物の整理 (i)

■ 対象廃棄物

廃棄物処理法に規定する産業廃棄物
(特別管理産業廃棄物を含む)

このうち、外観から有害物質や有害特性が判りにくい
4品目を主な適用対象



汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

- 👉 廃棄物の性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない廃棄物は、WDS以外の方法も可

5. WDSを補完する情報提供の方法(ii)

■MSDS

単品の薬品が古くなり廃棄する場合等に有効

■サンプル

実際の廃棄物受入前に反応テスト等で処理方法を選択・検証できるため受入の最終判断材料として重要な情報提供方法

■分析表

廃棄物の組成・成分、有害物質の含有等を判断するために有効な情報提供方法

■写真

廃棄物の似姿や容器ラベル情報を視覚的に伝えることが可能

■発生行程情報

廃棄物情報が不足している場合に物質を推測する手がかり

6. 情報提供の時期

- ☛ 処理に必要な費用の見積もりの際に、処理業者へWDSを提供
- ☛ 処理業者とWDSを共同作成し情報共有 など

1. 排出する産業廃棄物の情報の把握

- ・ 産業廃棄物の種類、数量、性状等

①

WDSの提供/共同作成による情報共有
特別管理産業廃棄物の場合に、種類、数量、性状及び荷姿等を文書通知

2. 処理業者の選定

- ・ 処理業者の廃棄物処理許可の範囲、能力の確認
- ・ 見積依頼

②

WDSの契約書添付

3. 委託契約の締結

- ・ 書面による契約

③

管理票 (マニフェスト) の交付

4. 委託処理の開始

- ・ 産業廃棄物管理票を交付

5. 帳簿保管

- ・ 契約書、管理票等帳簿書類の保管

④

新しいWDSの提供/情報共有

6. 廃棄物の性状の変更時

7. その他

《今後の対応》

○WDSガイドライン第2版の普及啓発等

- ☛ 各種講習会等における排出事業者・処理業者への普及啓発の充実
- ☛ 都道府県等によるWDS活用に係る周知、指導の徹底

○委託基準等の検討に向けた対応

委託基準をより明確化する方法などについて調査・検討を進める

- ☛ 処理業者等における事故事例の詳細調査
- ☛ 処理技術の調査検討
- ☛ 委員会等における検討 等

(3) 産業廃棄物の排出時に

電子マニフェスト制度

1. マニフェスト制度とは…(i)

(産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

排出事業者は、マニフェストにより委託した産業廃棄物の処理の流れを確認しなければなりません。(マニフェストを使用しないと罰則の対象となります)

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあります。

